

改 定 後	現 行	備考
建築工事積算要領 令和 8 年版 (令和 8 年 8 月改定) 鉄道・運輸機構	建築工事積算要領 令和 7 年版 (令和元年 8 月改定) 鉄道・運輸機構	

改 定 後	現 行	備 考
建築工事積算要領 4. 数値の取扱い 単価等の端数処理は、有効桁以降を四捨五入することを原則とする。 (1) 単価及び価格 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取り扱いは以下の通りとする。 a. 物価資料等に基づく材料単価、市場単価、単位施工単価等 イ) 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。 ロ) イ)の端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。 ハ) 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。 ニ) イ)の端数処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。 なお、物価資料等とは、(一財) 経済調査会発行の「積算資料」及び「建築施工単価」、(一財) 建設物価調査会発行の「建設物価」及び「建築コスト情報」等をいう。 b. 標準歩掛り等（市場単価及び単位施工単価の補正含む）に基づく単価 イ) 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。 ロ) 単価算定時における金額（数量×単価）は、小数点以下第2位までとする。 ハ) 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。 c. 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 採用する単価の端数処理については、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。 d. 単価内訳書における単価及び金額 イ) 単価内訳書に計上する単価の端数処理については、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。 ロ) 単価内訳書に計上する金額は、円単位とし一円未満切捨てとする。 (2) 工事価格 工事価格は、一万円単位とする。工事価格の一万円単位での調整は、共通費で行うものとする。 (3) 共通費 a. 共通費のうち、共通仮設費及び現場管理費は千円単位（千円未満切捨て）とする。 b. 一般管理費等は1円単位（1円未満切捨て）とし、算出された金額の範囲内で、工事価格が一万円単位となるように一般管理費等で調整する。 (4) 予定価格	建築工事積算要領 4. 数値の取扱い 単価等の端数処理は、有効桁以降を四捨五入することを原則とする。 (1) 単価及び価格 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取り扱いは以下の通りとする。 a. 物価資料等に基づく材料単価、市場単価等 イ) 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。 ロ) イ)の端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。 ハ) 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。 ニ) イ)の端数処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。 なお、物価資料等とは、(一財) 経済調査会発行の「積算資料」及び「建築施工単価」、(一財) 建設物価調査会発行の「建設物価」及び「建築コスト情報」等をいう。 b. 標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価 イ) 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。 ロ) 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。 ハ) 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。 c. 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 採用する単価の端数処理については、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。 d. 単価内訳書における単価及び金額 イ) 単価内訳書に計上する単価の端数処理については、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。 ロ) 単価内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。 (2) 工事価格 工事価格は、一万円単位とする。工事価格の一万円単位での調整は、共通費で行うものとする。 (3) 共通費 a. 共通費のうち、共通仮設費及び現場管理費は千円単位（千円未満切捨て）とする。 b. 一般管理費等は1円単位（1円未満切捨て）とし、算出された金額の範囲内で、工事価格が一万円単位となるように一般管理費等で調整する。 (4) 予定価格	

改 定 後	現 行	備 考
工事価格が端数調整された金額で算定されることから、工事価格をそのまま予定価格とする。 (5) 落札率 落札率は、有効桁は上位6桁（7桁目切捨て）の数値を用いる。	工事価格が端数調整された金額で算定されることから、工事価格をそのまま予定価格とする。 (5) 落札率 落札率は、有効桁は上位6桁（7桁目切捨て）の数値を用いる。	